

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成30年10月31日

【会社名】 株式会社カワニシホールディングス

【英訳名】 KAWANISHI HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前島 洋平

【本店の所在の場所】 岡山市北区今一丁目4番31号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っています。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 岡山市北区下石井一丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル

【電話番号】 086-236-1115

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 村田 宣治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 179,913,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社カワニシホールディングス東京事務所
(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング4階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	116,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。

- (注) 1. 平成30年10月31日開催の取締役会決議によります。
 2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	116,600株	179,913,800	
一般募集			
計(総発行株式)	116,600株	179,913,800	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,543		100株	平成30年11月20日		平成30年11月20日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われないこととなります。
 4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記「(4)払込取扱場所」へ発行価格の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社カワニシホールディングス 管理本部	岡山市北区下石井一丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社山陰合同銀行 岡山支店	岡山市北区田町一丁目3番9号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
179,913,800		179,913,800

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額179,913,800円につきましては、平成30年11月20日以降、諸費用等の支払等の運転資金として使用する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて適切に管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度第6期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月29日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式200,000株(発行済株式総数の3.2%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術又は取引関係	信託銀行取引があります。

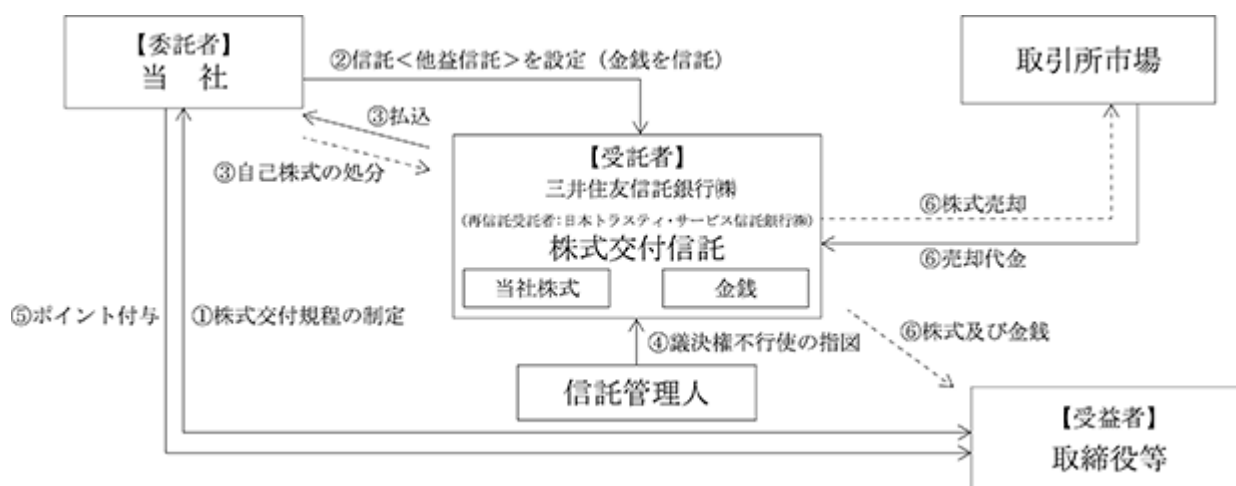
(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成30年10月31日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成30年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(a) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)及び執行役員並びに当社の子会社の取締役・執行役員(以下、総称して「取締役等」といいます。)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することといたしました。本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役等を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します(本信託)。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭(ただし、取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。)を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法によります)。信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。

なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

(c) 本信託の概要

当社にて導入する「役員向け株式報酬制度」にかかる信託

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立している第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(7) 信託契約日	平成30年11月20日(予定)
(8) 金銭を信託する日	平成30年11月20日(予定)
(9) 信託の期間	平成30年11月20日～平成33(2021)年11月30日(予定)
(10) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

c 割当予定先の選定理由

本制度に係るコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として役員向け株式交付信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

116,600株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、信託契約に基づき、信託期間内において取締役等を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、役員向け株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書(案)により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))に対し、議決権不行使の指図を行います。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことの表明、並びに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、信託契約において受けることを信託契約書(案)にて確認しております。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せずかつ行わないことについて、信託契約において確約を受けることを信託契約書(案)にて確認しております。

したがって、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと考えております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成30年10月30日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である1,543円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(平成30年10月1日～平成30年10月30日)の終値平均1,576円(円未満切捨て)からの乖離率-2.09%、直近3ヵ月間(平成30年7月31日～平成30年10月30日)の終値平均1,566円(円未満切捨て)からの乖離率-1.47%、あるいは直近6ヵ月間(平成30年5月1日～平成30年10月30日)の終値平均1,602円(円未満切捨て)からの乖離率-3.68%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(4名、全員社外監査役)が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の取締役等の役員及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成30年6月30日現在の発行済株式総数6,250,000株に対し、1.87%(平成30年6月30日現在の総議決権個数56,084個に対する割合2.08%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。

当社としては、本制度は当社取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
株式会社マスブ	岡山県岡山市北区大供 1 7 1	941	16.79	941	16.45
カワニシ従業員持株会	岡山県岡山市北区下石井 1 1 3	348	6.21	348	6.08
前 島 洋 平	岡山県岡山市北区	305	5.44	305	5.33
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	278	4.96	278	4.86
株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内 1 15 20	277	4.95	277	4.85
前 島 達 也	岡山県岡山市北区	242	4.31	242	4.23
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 4 1	200	3.57	200	3.49
前 島 智 征	岡山県岡山市北区	186	3.33	186	3.26
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町 1	165	2.94	165	2.88
有限会社テイ・エム・テラオカ	岡山県岡山市南区築港緑町 2 7 10	152	2.71	152	2.66
計		3,096	55.21	3,096	54.08

(注) 1. 平成30年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式639,347株(平成30年6月30日現在)があり、当該割当後は522,747株となります。ただし、平成30年7月1日以降の単元未満株式の買い取り及び売り渡しによる変動数は含めておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。

5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成30年6月30日現在の総議決権数(56,084個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,166個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第69期有価証券報告書(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第69期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下のとおり臨時報告書を平成30年9月21日に中国財務局長に提出しております。

1 〔提出理由〕

当社は、平成30年9月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 〔報告内容〕

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年9月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金40円 総額224,426,120円

ロ 効力発生日

平成30年9月21日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、前島洋平、高井平、大畑康壽、磯田恭介、村田宣治、宮永和雄、服部輝彦、川西良治及び川元由喜子を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、周東秀成を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、村田宣治及び山根務を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任取締役前島智征氏及び福山健氏に対し、退職慰労金を贈呈する。また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役7名及び監査役3名に対し、それぞれの退任時に相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

社外取締役を除く取締役を対象に株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	39,945	37		(注)1	可決 93.19
第2号議案 取締役9名選任の件					
前島 洋平	36,575	3,407		(注)2	可決 85.33
高井 平	36,571	3,411			可決 85.32
大畑 康壽	36,570	3,412			可決 85.32
磯田 恭介	36,573	3,409			可決 85.33
村田 宣治	36,573	3,409			可決 85.33
宮永 和雄	36,571	3,411			可決 85.32
服部 輝彦	36,565	3,417			可決 85.31
川西 良治	36,564	3,418			可決 85.31
川元 由喜子	36,553	3,429			可決 85.28
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
周東 秀成	39,901	81			可決 93.09
第4号議案 補欠監査役2名選任の件				(注)2	
村田 宣治	39,932	50			可決 93.16
山根 務	39,758	224			可決 92.76
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	39,688	294		(注)1	可決 92.59
第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	39,854	128		(注)1	可決 92.98

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上

第3 最近の業績の概要

平成30年10月31日開催の取締役会において決議された第70期第1四半期(自平成30年7月1日至平成30年9月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,415,712	2,068,779
受取手形及び売掛金	19,498,226	18,360,333
電子記録債権	883,935	927,160
商品	4,594,270	4,735,513
その他	966,836	830,641
流動資産合計	27,358,981	26,922,428
固定資産		
有形固定資産	3,753,076	3,846,440
無形固定資産		
その他	242,139	354,482
無形固定資産合計	242,139	354,482
投資その他の資産	2,079,370	2,184,735
固定資産合計	6,074,585	6,385,658
資産合計	33,433,567	33,308,086
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,258,265	15,093,243
電子記録債務	5,454,026	5,175,331
短期借入金	1,735,004	3,550,004
未払法人税等	283,953	44,661
賞与引当金	30,797	61,594
その他	1,464,702	1,846,113
流動負債合計	25,226,748	25,770,948
固定負債		
長期借入金	326,628	252,877
役員退職慰労引当金	738,757	144,083
退職給付に係る負債	405,732	415,056
その他	319,055	537,879
固定負債合計	1,790,173	1,349,896
負債合計	27,016,922	27,120,845
純資産の部		
株主資本		
資本金	607,750	607,750
資本剰余金	346,954	346,954
利益剰余金	5,906,145	5,673,837
自己株式	834,363	834,364
株主資本合計	6,026,486	5,794,176
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	179,031	197,691
退職給付に係る調整累計額	85,846	84,903
その他の包括利益累計額合計	264,878	282,595
非支配株主持分	125,279	110,468
純資産合計	6,416,644	6,187,241
負債純資産合計	33,433,567	33,308,086

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年7月1日 至2017年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)
売上高	26,227,468	24,772,761
売上原価	23,538,328	22,195,258
売上総利益	2,689,139	2,577,503
販売費及び一般管理費	2,419,585	2,496,324
営業利益	269,554	81,178
営業外収益		
受取利息	88	155
受取配当金	333	142
受取保険金	437	830
受取手数料	1,649	2,465
売電収入	3,163	3,336
その他	4,081	2,777
営業外収益合計	9,755	9,706
営業外費用		
支払利息	5,000	5,073
売電費用	2,141	1,967
その他	2,067	1,026
営業外費用合計	9,209	8,067
経常利益	270,099	82,818
特別利益		
投資有価証券売却益	30,014	-
受取補償金	1,113	-
特別利益合計	31,128	-
特別損失		
役員退職慰労金	-	114,003
有形固定資産除却損	0	499
特別損失合計	0	114,503
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	301,228	31,685
法人税、住民税及び事業税	84,302	34,773
法人税等調整額	14,066	43,766
法人税等合計	98,368	8,992
四半期純利益又は四半期純損失()	202,859	22,692
非支配株主に帰属する四半期純損失()	1,927	14,810
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	204,786	7,881

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年7月1日 至2017年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	202,859	22,692
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22,962	18,660
退職給付に係る調整額	5,127	943
その他の包括利益合計	17,835	17,716
四半期包括利益	185,023	4,975
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	186,950	9,835
非支配株主に係る四半期包括利益	1,927	14,810

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

前第1四半期連結累計期間(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	医療器材 事業	S P D事業	介護用品 事業	輸入販売 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	21,816,039	3,915,135	496,294	-	26,227,468	-	26,227,468
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,484,877	30,878	388	-	1,516,145	1,516,145	-
計	23,300,917	3,946,013	496,682	-	27,743,613	1,516,145	26,227,468
セグメント利益 又は損失()	293,320	20,550	22,002	4,474	331,399	61,845	269,554

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 61,845千円には、セグメント間取引消去6,312千円、各報告セグメントに配分しない全社費用 68,157千円が含まれています。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門費です。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	医療器材 事業	S P D 事業	介護用品 事業	輸入販売 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	20,388,699	3,868,605	515,456	-	24,772,761	-	24,772,761
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,478,106	31,535	995	-	1,510,637	1,510,637	-
計	21,866,806	3,900,140	516,452	-	26,283,399	1,510,637	24,772,761
セグメント利益 又は損失()	150,687	7,800	23,954	33,738	148,703	67,524	81,178

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 67,524千円には、セグメント間取引消去4,117千円、各報告セグメントに配分しない全社費用 71,642千円が含まれています。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門費です。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第69期)	自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日	平成30年9月21日 中国財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年9月21日

株式会社カワニシホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワニシホールディングスの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワニシホールディングス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カワニシホールディングスの平成30年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社カワニシホールディングスが平成30年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月21日

株式会社カワニシホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワニシホールディングスの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワニシホールディングスの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。